

清代新疆における発遣について

華 立

はじめに

- 一、新疆における発遣の開始と発遣条例
 - 二、入植地における遣犯の労働と管理
 - 三、遣犯の「年満為民」とその実態
- 終わりに

キーワード：清代、新疆、発遣、遣犯、
年満為民、発遣条例

はじめに

清朝の刑律は体系上、「五刑」と称される伝統的正刑（＝正律）、すなわち「笞、杖、徒、流、死」の五種と、閏刑とよばれる、正刑に付隨するさまざまな非正刑（補足刑）によって構成されている。五刑のうち、流刑は死刑につぐ重い刑罰となり、「人犯の重き罪にて、刑殺に忍びず、遠方に流去せしめ、終身郷に還るを得ざらしめる」ことを基本としている¹。本稿で取り上げる発遣もこの流刑の一つに位置付けられるが、正確には正刑ではなく閏刑の一種にあたる。

清代の流刑はその種類において、正刑の「流」のほかに、「遷徙」、「充軍」、「發遣」（外遣ともいう）が閏刑として加わる。「流」は二千里、二千五百里、三千里の三等級に分けられ、「三流」というが、「遷徙」は「流」に比して軽く、本

籍地より千里の外へ流すことになる。一方「充軍」は「流」より重く、流刑地を付近、近辺、辺遠、極辺、煙瘴の五等級に分けられ、付近は二千里、近辺は二千五百里、辺遠は三千里、極辺と煙瘴はともに四千里となり、これを「五軍」という。閏刑のうち清代に入ってから定められたのが「發遣」である。対象者は「遣犯」と呼ばれ、「死一等を減じられた」重罪人犯であるため、充軍よりさらに重い。「軍罪雖發極辺・煙瘴、仍在内地、發遣則發辺外極苦之地」とあるように、「極辺・煙瘴」への充軍はいずれも四千里の遠方へとして、「煙瘴」の場合は、流刑地が「マラリア危険地域」の雲南・貴州・廣東・廣西の四省になるが、それでもまだ「内地」すなわち直省範囲内にとどまっている。これに対して發遣は、もっぱら未開の辺境地帯の黒竜江・吉林・新疆など、いわゆる「辺外極苦之地」へ流し、苦差に当てまたは奴と為すことになっていた（図1を参照）²。

すでに先学川久保悌郎氏が指摘したように、犯罪者を辺境の地に送り、未開地の開発に利用することが従来流刑の目的の一つであった³。清代新疆において実施された發遣では、その性格がとりわけ突出しているといえる。清代新疆

¹ 熊本藩訓訳本『清律例彙纂』、汲古書院、昭和56年、第1巻第135頁、「五刑之図」。

² 『(光緒) 大清会典事例』卷741、刑部19、名例律；『清朝統文通考』卷250などを参照。

³ 川久保悌郎「清代満洲の辺疆社会：清朝の流刑政策と辺疆」（その一）、『弘前大学人文社会』第15号所収、1958年。

の発遣をめぐってこれまで齊清順、加藤直人諸氏の論考があり⁴、それによって基礎的な部分はおおむね解明されているが、発遣実施に至った背景と発遣条例の制定、流刑地における遣犯の生活およびその管理の実態、または遣犯服役後の行方などについては、なお考察の余地が残っている。したがって本稿では、先行研究の諸成果を踏まえながら、上記に挙げられた諸問題に焦点をあて、近年公開された档案文書を含む新出史料を活用しつつその解明につとめたい。

一、新疆における発遣の開始と発遣条例

これまでの研究で示されているように、発遣は清朝前期において、主に東北地方を流刑地としていた。順治年間の事例では盛京から尚陽堡、鉄嶺一帯が多く、その後、吉林や黒竜江の寧古塔、三姓、烏喇、墨爾根の諸地に拡大した。康熙後半から雍正年間にかけて、ジュンガル部の侵攻を防ぐ目的で漠北の喀爾喀、科布多に軍營が構えられ、そこに軍流人犯を送り込んで屯田などに役使していたが、一時的な措置に過ぎず、総じてみれば東北方面を中心とする発遣の実施に一貫性があった。しかし乾隆二十三年（1758）、ジュンガリアの平定につづいて天山南路のホーボヤ勢力の反乱も収束に向かい、清朝の新疆支配が確実になると、従来の発遣方針に重大な変化があらわれた。これについては『清高宗実録』同年二月己巳の条に、

軍機大臣等議奏、御史劉宗魏奏、嗣後盜

賊・搶奪・挖墳応擬軍流人犯、不分有無妻室、概發巴里坤、於新辟夷疆並安西回目札薩克額敏和卓部落遷出空地等處指一屯田地畝、另行圈卡、令其耕作、其前已到配各處軍流人犯、除年久安靜有業者照常安插外、無業少壯、曾有過犯者、一併改發種地、交駐防將軍管轄。應如所請、並將此外情罪重大各軍流犯一体弁理。從之。

とある。御史劉宗魏から、清朝の領土に新しく組み込まれた「夷疆」（すなわち新疆）のバルクル（巴里坤）一帯および隣接する甘粛省の安西付近の空き地を新しい流刑地とする案が上がり、軍機大臣の議をへて皇帝に採択されたことがわかる⁵。そのなかで劉氏は新疆発遣に適用させる流刑対象者の設定についても言及している。（1）盜賊・搶奪・盜掘などの凶悪犯罪により今後軍流に擬される者は、概ね新疆のバルクル方面および安西などの屯田箇所へ発遣する；（2）すでに他處で服役中の軍流犯人でも、現在の配所で生業無くかつ年齢が「少壯」で「過失を犯した」ものについて「改發」措置をとり、流刑地を新疆と改めて屯田の耕作に役使する⁶。

発遣先を新疆に重点的に変える理由はなにか、一部の大臣から疑問の声も出るなか、乾隆帝は一連の上諭を通して自らの見解を明示した。乾隆二十三年五月の上諭では、

此等人犯、本係情罪重大應死之人、因有一線可原、未即置之於死、其實與黑龍江等處為奴人犯無異。不過因西陲平定、是以發往巴里坤等處、給屯田綠旗兵為奴耳。

⁴ 齊清順「清代新疆遣犯研究」、『中国史研究』1988年第2期所収；加藤直人「清代新疆の遣犯について」、『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀記念論集』所収、山川出版社、1992年。このほか、発遣制度全般に関する専門書として王雲紅『清代流放制度研究』、人民出版社、2013年；清代中期以降の新疆発遣に関してはJoanna Waley-Cohen (1991) *Exile in Mid-Qing China : Banishment to Xinjiang, 1758-1820*. Yale University Press. が挙げられる。

⁵ 『清高宗実録』卷556、乾隆二十三年二月己巳。なおこの「巴里坤」は広範的な意味をもつ用語である。バルクルをはじめ、当時屯田が置かれていた新疆東部のハミ（哈密）、ビチャン（辟展）、ウルムチ（烏魯木齊）などの地区を含めて指している。

⁶ 劉氏の上奏文及び軍機大臣の議論内容について、「宮中档朱批奏摺」（中国第一歴史档案館所蔵、以下同様）乾隆二十三年二月二十三日大学士傅恒ほかの奏が詳細に及んでいる。

として⁷、新疆に発遣する犯人らは罪状が重く本来は死罪に該当するが、一縷の情けとして即に死に置かず、これは從来黒竜江などに発遣した為奴人犯の処遇と異ならない。ただ西陲の新疆が平定されたので、遣犯をバルクル方面へ送り、屯田の綠旗（綠營）兵に給して奴と為せるようにしだけであると、新しい発遣実施の次第を説明した。

その後二十六年（1761）三月に、

此等發遣人犯、本屬去死一間、以之投畀遠方、既不至漸染腹地民俗、而現在新疆屯墾處所在在豐收、該犯到彼、又可力耕自給、實為一舉兩得。

とふたたび新疆の発遣問題を取り上げた⁸。遣犯はもともと死罪の一歩手前にある重罪者に属し、辺遠の地に発遣することで内地の民俗が（彼らによって）悪く染まってしまうことを免れる。しかも現在新疆の屯田は至る所で豊作となっており、彼らを屯田箇所に配置することにより、人手が補充され、なお自給も実現するので、実際に一石二鳥の良策であると強調した。

さらに三十二年（1767）四月の上諭では、

伊犁、烏魯木齊等處、前因新置屯田、需人耕牧、是以於内地軍流人犯內、酌其情罪較重者、奏準改發。

としている⁹。イリ（伊犁）やウルムチ（烏魯木齊）をはじめ新疆各地に屯田が新たに開設されているが、労働力が不足しており、それゆえ内地で服役中の軍流人犯を新疆に「改發」して人手を満たそうとした。このような対策は、現地の「耕牧」活動にとって必要不可欠であるとの旨を、今まで以上にはっきりとさせた。

乾隆帝の後押しを受け、新疆発遣の実施はた

だちにスタートを切った。乾隆二十三年後半、遣犯を新疆へ送る段取りが各省で進められた。山東省のように新規軍流犯人の半数をバルクル発遣に当てたという報告もみられる¹⁰。こうした動きの結果、乾隆二十四年（1757）六月甘肅に集められた各省遣犯の人数はのべ千二百余名にも達した。しかし一方、突然の大規模発遣に対し、犯人の護送や収容など各地の府県が対応に追われ、さまざまな混乱が生じた。とくに新疆への玄関口である甘肃省が凶作に遭い、滞留中の遣犯への食糧供給が困難となる問題が発生し、発遣実施は一時停止を余儀なくされた¹¹。再開したのは二年後の乾隆二十六年である。

図1：清代流刑地の分布（森正夫他『中国』下、朝日新聞、1992年、第83頁の原図をもとに加筆）



乾隆二十三年当初、より多くの軍流犯人を新疆へ送り込もうとして、「積匪猾賊」、「強盜免死減等」、「謀叛未行為從」、「採生折割」、「造讖妖書」、「開窯誘取婦人子女勒索為從」などもろもろ計二十二項の軍流罪を含んだ「応發新疆項款二十二条」¹²が刑部のもとで制定された。種々雑多な条例内容から、軍流犯人の新疆発遣の適

⁷ 『清高宗実錄』卷563、乾隆二十三年五月丁未。

⁸ 『清高宗実錄』卷633、乾隆二十六年三月辛酉。

⁹ 『清高宗実錄』卷782、乾隆三十二年四月乙巳。

¹⁰ 「刑科題本」、発遣（中国第一歴史档案館所蔵）乾隆二十四年二月二十八日阿爾泰の奏。

¹¹ 「宮中档朱批奏摺」乾隆二十四年閏六月十三日具達善

の奏。

¹² 「宮中档朱批奏摺」乾隆三十四年三月二十六日方世儒の奏。また二十二条の詳細については「宮中档朱批奏摺」所収「呈原議改發巴里坤項款單」（档号04-01-08-0158-017）を参照。

用幅を極力広く設定しようとする清朝当局の思惑が読みとれる。翌二十四年に甘肅に至った各省遣犯が千数百名にのぼった理由がここにある。しかし先にも述べたように、遣犯数量の急増で現場の対応が困難になり、順調な展開ではなかった。その実態を受けて軍機大臣と刑部が急きよ協議し、「前に所議した条例は、為した数が稍多かった」と認め、「酌量削減」した結果、罪状が「強窃盜賊」及び「搶奪」「發塚」「凶徒」である以外の軍流犯人を「本律應配地方」に、すなわち新疆発遣開始前の条例に則って従来の東北方面もしくは内地の極辺・煙瘴地方に当てるとした¹³。

その後も新疆現地の状況変動に応じた発遣条例の修正また補足が繰り返し行われた。指針とされたのは現地で生産活動を担う遣犯の必要数とそれに対する現地当局の制御能力の兼ね合いである。調整は常に両者のはざまで行われた。乾隆年間における条例の推移については、乾隆六十年（1795）の序文をもつ吳翼先の『新疆条例説略』がとりわけ詳しい。これをもとに付録「乾隆期新疆発遣条例変遷表」を作成したので、詳細についてはそれを参照されたい。ここで概略を説明すると、①乾隆二十六年、新疆の安定にともない発遣が再開された。②三十二年、遣犯の数が飽和状態に達し取り締まりが困難になったという現地担当者の嘆願により、現行二十二条中の十六条が新疆発遣から外され、「易於約束六条」、すなわち凶悪な常習犯ではなく比較的制御しやすい刑事犯に関する六項目のみを実施することになった。③四十四年（1769）、しばらくつづいた遣犯数の減少でウルムチの屯

田で労働力不足問題が起り、それを解決するために、新疆への発遣から外された十六条の一部が復活し、新規項目も追加された。④条例の復活と追加で新疆、とりわけイリにおける遣犯数が大幅に増加し、制御上の不安がふたたび強まった。そこで四十八年（1783）、イリ將軍の要望に応じる形で遣犯の適切な規模が検討され、条例の削減・調整が再度行われた。⑤五十年（1785）以降、目立った改変は少なくなったが、小幅な修正はつづいた。こうした一連の増減・補足を経て、乾隆末の新疆発遣条例は体系化され、「原例遣罪」、「流刑改遣」、「軍罪改遣」、「免死改遣」の四部で構成されるようになった¹⁴。

新疆に特化した発遣条例のなかで興味深いものは遣犯の年齢、身体状況ならびに妻子同伴に関する諸規定である（図2を参照）。発遣実施の当初から「凡老弱殘疾、不能耕作之人毋庸發往新疆」という条文が含まれており、年齢や身体状況により屯田の従事に支障はないかを新疆へ発遣するか否かの重要基準の一つとしていた。発遣の展開につれ、年齢の制限がより明確に、「各犯年在六十以外及廢疾者仍照例發往四省」、「除老弱殘疾及年逾五十不能耕作之人仍照援例辦理外、余均僉妻改發烏魯木齊等處」などとして、屯田の都合を優先的に考慮し、老弱で残疾のあるものまたは五十歳を過ぎて耕作出来ないものは労働力として利用できない上食料の無駄になるため、新疆の発遣から除外し従来の軍流として扱う方針が固められた。他方、「僉妻」すなわち遣犯の妻など家族を同伴させることは、同犯人の現地定着に有利に働くため、積極的に実施された¹⁵。

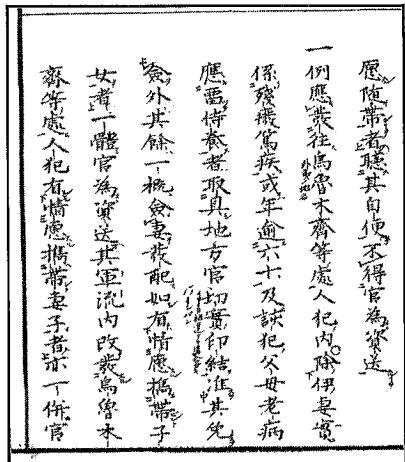
¹³ 『清高宗実錄』卷632、乾隆二十六年三月庚子。

¹⁴ 吳翼先『新疆条例説略』、『邊疆史地文献初編・西北邊疆』第二輯所収、中央編譯出版社、2011年。また前掲王雲紅書第158-168頁、王希隆『清代西北屯田研究』（蘭

州大学出版社、1990年）第四章なども併せて参考されたい。

¹⁵ 吳翼先『新疆条例説略』、発遣新疆及改遣人犯分別僉妻；『（光緒）大清会典事例』卷728、刑部6、名例律。

図2：新疆発遣における「僕妻」規定（前掲『清律例彙纂』、第1巻第247頁より）



二、入植地における遣犯の労働と管理

乾隆二十六年発遣再開後、新疆における遣犯の数量が継続的に増加し、入植地も当初のバルクル・ハミ（哈密）一帯（安西への発遣は乾隆二十六年に打ち切られた）から天山北部全体に広まった。遣犯の配属と管理においては、軍政体制と屯田分布の関係上、ウルムチ都統駐在の東路とイリ將軍駐在の北路とで大別されて行わっていた。これに対して天山南部の回疆地方では、現地のムスリム住民（回子）の民族的・宗教的特殊性に配慮して、少なくとも乾隆四十年代後半まで発遣の事例はごくまれであった。五十年代から回疆各城のベクに遣犯を割り当てるようになっていくが、人數的には限られていた。

新疆の入植地に送られた遣犯はどのような労働に従事し、またどのように管理されたか。本章ではその実態について考察していきたい。先行研究を行った齊清順氏は、役務上の区分として、新疆遣犯を「種地」、「當差」、「為奴」の三種に分類している。「種地」はすなわち屯田耕作、「當差」は耕作以外の鉱山開採、運搬、土木工事などもろもろの作業、そして「為奴」は

駐防官兵または回疆のベク（伯克）に給して奴となせることをいう。一方加藤直人氏は、その分類はおおむねうなづけるものの、「この分類自体は、遣犯の脱走などの際に課す量刑の基準としてなされたものであり、遣犯そのものを分類したものではない。遣犯の役務が、犯した罪の重軽、「官犯」か「常犯」か、旗人であるか否かなどによって、その処遇が異なっていた点には注意すべきであろう」¹⁶と付け加えた。上記両氏の指摘は筆者に多くの示唆を与えており、ただ、齊氏が提示した「種地」、「當差」、「為奴」という区分を、漠然と役務上の分類とみなしてよいかについては、加藤氏の懸念している点を踏まえてさらに検討する余地があると思われる。なぜならば、遣犯が「為奴」とされた場合、主家たる駐防官兵や回疆のベクたちの生業により、役務内容が多様化しているという事実が存在するからである。たとえばウルムチの屯田綠營兵に給した「奴」は、兵士に付隨して耕作し、いわゆる「種地」の仕事を担うが、イリ周辺のチャハル營兵やオイラード營兵の「奴」は、遊牧関連の労働を要求されていた。また「為奴」遣犯をウルムチやイリ地方の鉱山に配属して採掘させるケースもしばしばあった。以上の点を鑑みれば、「為奴」を役務内容として捉えるより、遣犯の処遇上の分別を示したものであると理解した方が妥当であろう。そもそも、量刑と関連して、「為奴」はとりわけ重罪者を対象としており、そのため入植地における為奴遣犯に対する人身の拘束と処遇上の制限も、他の遣犯に比べ格段に厳しかった。

綠營兵による屯田が多数存在するウルムチ地方では、遣犯の大半が耕作従事であった。遣犯を利用する点で、「遣屯」または「犯屯」ともよばれるが、労働者の身分の特殊性から、その逃亡や反抗を防ぐため、遣屯はつねに兵屯に付

¹⁶ 前掲加藤論文、第220頁。

隨し、いわゆる「兵犯合屯」の形をとっていた。また労働条件においては、一般の種地遣犯と屯田綠營兵の奴とされた遣犯の処遇が大きく異なる。

一般的の種地遣犯は、「耕屯の缺額を補する」¹⁷労働力として位置付けられ、一定の屯地と少量の牛具（耕畜・農具・種子など）を割り当てられていた。ウルムチの諸屯田では遣犯一名につき屯地十二畝、「携眷」すなわち家族も同伴している場合は、食糧を自給させる目的でその家族に屯地五畝を別途付与した。バルクルとハミでは、乾隆末まで遣犯も屯田兵士と同様の二十二畝または二十一畝が給されていた¹⁸。

遣屯の収穫物は、「其收穫之糧、除給一歲口糧三百六十斤外、所余尽数交納」とあるように¹⁹、遣犯自身の一年間の「口糧」（食糧）としての三百六十斤（一日一斤、小麦粉を基準に計算）を除いてそのほかをすべて上納するとなっている。また収穫量を保証するために「屯田分數賞罰例」が定められていた。その規定は各屯の土地条件により若干異なるが、ウルムチでは、如收至六石六斗者、日增賞白麵半斤、x（中略）收至十石者、日加賞白麵一斤、（中略）若只收四石者、功過相抵、不及者議處。

とあり²⁰、屯地十二畝の収穫量がノルマの四石に達していれば「不賞不罰」とし、ノルマより約1.65倍の六石六斗またはそれ以上になれば、実績に応じて一日半斤ないし一斤の「白麵」（小麦粉）を賞与するが、四石未満の場合は厳罰することである。

では実際の状況はどうであったのか。史料で追跡したところ、乾隆二十七年から同四十二年

までの十六年間（1762～77）において、ウルムチの種地遣犯が「功過相抵」で「不賞不罰」となったのが十一年、四石未満が一年、六石六斗以上が四年、十石に達した年は一度もなかつた²¹。この結果に示すとおり、種地遣犯にとってノルマの四石はほぼ彼らの限界であった。

屯田の実績による「口糧」給付の増加がほとんど望めない中、一日一斤の配給は田地で労働する遣犯にとって最低限の食料に過ぎなかった。ウルムチ都統吳達善も、「遣犯は口糧が不足し、衣履（の金）も無し」としてその困窮状況を認め、一部の屯田で「正地」（正式に割り当てた屯地）以外の土地を「余地」として遣犯に開墾させ、支出を補おうとしたことはやむを得ない措置であると説明した。しかし、乾隆三十一年（1766）、ハミ屯田の管理者である道員薩瀚が「余地」の生産物を正地の収穫分に組み入れて、高い生産量が出たと偽って自己の業績を「欺飾」したことが発覚したように、遣犯は「余地」の耕作まで労力を投入したが、役人にその成果を横領され、生活の改善に結び付かなかつたこともたびたびであった²²。

種地遣犯に比べて屯田兵に給された為奴遣犯の労働条件と生存環境はさらに劣る。乾隆帝が上諭において、

所奏發遣人犯賞與屯兵為奴、牛具籽種、母庸另給、土屋聽其自造、並令兵丁嚴束。

と命じ、彼らには屯地も牛具と種子も付与する必要はない、兵士の監視のもとで耕作をさせればよいとしている。その後イリ將軍明瑞は、

賞給屯田兵為奴人犯、皆係積惡盜賊、綠營兵得項無幾、或難養贍約束。

¹⁷ 『清高宗實錄』卷1090、乾隆四十四年六月乙未。

¹⁸ 達林、龍鐸『烏魯木齊事宜』、屯兵地糧（王希隆整理『新疆文獻四種輯注考述』所収、甘肅文化出版社、1995年、以下同様）。

¹⁹ 格稟額『伊江匯覽』、屯政（馬大正編『清代新疆稀見史料匯輯』所収、全國圖書館文獻縮微複製中心、1990年）。佚名『烏魯木齊政略』、遣犯（王希隆整理『新疆

文獻四種輯注考述』所収、甘肅文化出版社、1995年、以下同様）。

²⁰ 達林、龍鐸『烏魯木齊事宜』、屯田分數賞罰例。

²¹ 佚名『烏魯木齊政略』、屯田。

²² 「宮中檔朱批奏摺」乾隆三十一年五月十六日吳達善の奏。

として²³、為奴遣犯は日常の食事と衣服も主家たる官兵に依存しているが、屯田綠營兵自身も所得が少ないため、必需品を必ずしも提供していないことを明らかにしている。

ウルムチの諸屯田にいた遣犯の人数は常に増減があり、一定ではないが、乾隆三十年代前半では千人以上の規模になる時期がつづいた。『皇與皇與西域圖志』屯政一の数字によると、ウルムチ付近の五堡、昌吉、羅克倫地区の屯田に配属された遣犯は、乾隆三十一年には一二一九名、三十三年（1768）にはさらに一七四七名に達した²⁴。なお、上記の数字は種地遣犯が対象と考えられるので、屯田兵に付隨する為奴遣犯を加えると、人数はさらに膨らむだろう。一方、同時期における当地の綠營屯田兵は、大体三千名台から四千名台で推移していたので、単純計算をすると、彈圧を担う兵士と遣犯の割合が3：1未満のレベルに低下していたといえる。これでは遣犯の制御をしきれなくなるのではないかと懸念したウルムチ弁事大臣伍弥泰が乾隆三十一年三月、「烏魯木齊に遣犯が大変多く、兵丁は甚だ少ないので、管轄が及ばない」と訴えて同地への発遣停止を要望したが、乾隆帝は彼の発想を強く非難し、対策は遣犯をより厳しく取り締まるのみであると指示した²⁵。しかし二年後、上記の危惧がついに現実となった。乾隆三十三年九月、ウルムチ付近の昌吉で遣犯の暴動が発生した。約二百名の遣犯が夜半城門を開き、通判と把総を殺害したのちウルムチへ向かったが、駆けつけた官兵にほどなく鎮圧された。暴動が起きた原因是史料に記述が乏しいため明らかではないが、遣犯たちの過酷な生存環境と無関係ではなかったと推察される²⁶。事件後、衝

撃を受けた清朝は反乱者全員を処刑した²⁷ほか、ウルムチ地方への発遣自体も一時は縮小する方向に向かった。やがて乾隆四十年代後半になつて徐々に回復し嘉慶初頭にウルムチの遣犯数はふたたび千名台に乗ったようである²⁸。

屯田従事のほか、「当差」、すなわちさまざま労役に駆使される遣犯の数も少なくない。ここで少し注意を要するのは、「当差」とは大きな分類であり、実際には各々の遣犯の罪状と量刑の重軽により、「当差」、「永遠当差」または「為奴」入犯だが「当差」させるなど、細かい区別がついていた。この点で言いかえれば、「当差」に区分された労役は、けっして「当差遣犯」のみが担うわけではなく、為奴遣犯などもこれに大きく関わっていた。この特徴は、遣犯に担わせる労役の内容が広範にわたっているイリ地方において、もっとも突出していた。

イリ地区の渓谷地帯には、最高長官イリ將軍が駐在する惠遠城をはじめ、計九つの城が分布し、新疆軍政の最大の要地を成している。兵力として、滿蒙八旗兵による満營のほか、四營とよばれるシベ、チャハル、オイラート、ソロンなどの部族兵、ならびに屯田綠營兵が加わり、合計一万二千名超の清朝精銳部隊が同地に駐屯していた。乾隆三十一年、陝甘總督の任にいた舒赫德が、イリの擁する兵力がウルムチをはるかに上回っており、遣犯中の重罪者をイリへ重点的に配属させ、その割合を「伊犁に三人烏魯木齊に一人」とすべきであるとの提案を出し採択された²⁹。その結果、イリはその後、新疆の中でつねに遣犯の最大の収容地となり、かつ重罪者が集中するようになった³⁰。イリ將軍衙門内で遣犯管理を担当する冊房の記載によれ

²³ 『清高宗実錄』卷761、乾隆三十一年五月己酉。

²⁴ 『皇與西域圖志』、屯政一（四庫全書本）。

²⁵ 『清高宗実錄』卷765、乾隆三十一年三月戊寅。

²⁶ 魏源『聖武記』卷四、乾隆新疆後事記（中華書局、1984年）には、「（屯官）醉逼流婦使謳」とあり、酒に酔った遣屯の官が遣犯の妻らを侮辱したことが暴動の引き金と

なったという。

²⁷ 「滿文寄信檔」（中国第一歴史档案館所蔵）乾隆三十三年九月初九日溫福の奏。

²⁸ 「宮中档朱批奏摺」嘉慶十年七月二十七日奇臣の奏。

²⁹ 「宮中档朱批奏摺」乾隆三十一年五月十八日舒赫德の奏。

ば、乾隆五十五年（1790）頃同地の遣犯は①「当差」の項で三百六十一名（永遠当差、種地安插を含む）、②「為奴」の項で二千五百二十三名、③「現在四廠力作捐幫者」八百九十七名、内訳として当差遣犯十三名、為奴遣犯八百八十四名、以上①～③を合わせて三千七百八十一名となる³¹。他方、ほぼ同じ時期の史料として、米国ハーバード大学燕京図書館所蔵作成者不明の『伊犁各廻弁事額設官員応弁事宜暨各營部落官兵家口台卡馬匹牲畜軍器什物糧石銀両數目冊』がある。これには「乾隆二十六年起至五十七年底止發來、現在遣犯共三千六百四十二名、隨帶子姪共三百八十名」という記載がある³²。両史料の数字に微差があるものの、概ね合致している。よって乾隆後半のイリにおける遣犯の規模は三千名台半ばで推移していたと推察される。

イリにおいて遣犯が「当差」する際の主要な配属先は、「銅廠」、「鉛廠」、「船工」と「錢局」の四カ所（文献では「四廠局」）である。銅廠と鉛廠はそれぞれ銅と鉛を産出する鉱山のことを指し、銅材は宝伊局とよばれる現地の錢局すなわち造幣局に供給し、鉛も造幣および弾薬製造に欠かせない原材料となっている。鉱山の採掘は険しい山中で行われ、「或歷危巔、或入深井、酷暑嚴寒、勞苦万狀」といわれるよう、遣犯にとって命がけの作業であった³³。船工とは同地の大河、イリ河を利用する水運に関わる諸作業のこと、とりわけ上流にある回城グルジャ（固爾札）から駐防軍所要の食糧を運搬することが最重要任務となっていた。こちらも「苦差」

といわれるほどの重労働である。この他、灌漑水路や城内の井戸の浚渫、城壁や河川の堤防の補修、建築用レンガの製造、薪の伐採など、イリ九城のライフラインの維持に必要なさまざまな雑役に遣犯が使われた。

四廠局では八百名ないし九百名程度の遣犯が常時使役されていた。乾隆五十六年（1791）頃の配属状況を例に、

銅廠	採掘遣犯80名、耕種100名、ほかに「捐幫衣履」人犯33名
鉛廠	遣犯150余名、採掘と耕種を担当、ほかに「捐幫衣履口糧」人犯33名
船工	遣犯400余名、内水手・船引き360余名、耕種40余名、ほか「捐幫衣履」人犯33名
錢局	遣犯29名、工作兵士とともに作業する

となる³⁴。錢局以外では遣犯に食料の供給がないため、遣犯の一部を作業地付近で開墾させ食糧の自給を図った。なお各廠局には「捐幫衣履」あるいは「捐幫衣履口糧」人犯が存在する。この類の遣犯の多くは官犯（元官人で発遣されたもの）や常犯（一般民人で発遣されたもの）中の財力のあるものである。肉体労働の代わりに、ほかの遣犯の服、靴または食料の補充をまかなく費用の一部を負担する形で罪を贖うことが許されている。遣犯に出資させることは清朝が新疆で抱える慢性的財政難を軽減する方法の一つでもあったので、当局はむしろ奨励する立場にあった。

含んだ統計であることがわかる。

³⁰ 「宮中档朱批奏摺」乾隆四十八年十一月十七日伊勒圖の奏に、イリの遣犯は病死や処刑による減少を除いて三千数百名あり、凶悪な犯罪者が集中しているため彈圧困難となり、發遣条例を見直して遣犯数を抑制したいとある。

³¹ 永保『伊犁事宜』、冊房（乾隆年間写本、中国社会科学院民族研究所図書館所蔵、以下同様）。なお同史料「為奴」の項に、常犯千六百十二名のほか、「已為民者」すなわち刑期満了で民籍に入った遣犯が八百七十一名という数字がみられ、現役遣犯のみならず為民遣犯を

32 燕京図書館の書誌情報では当該史料を『伊犁底冊』として登録している。「低」は「底」の誤字と思われる。筆者はこれまでの引用では『伊犁底冊』と題していた。

33 「宮中档朱批奏摺」乾隆四十九年二月二十六日舒赫徳の奏。

34 永保『伊犁事宜』、冊房に、乾隆五十五年現在「四廠力作捐幫者」八百九十七名とある。また五十六年の配属状況は前掲ハーバード大学燕京図書館所蔵『伊犁底冊』による。

1990年代以降の新出土史料でイリの遣犯管理の体制も見えるようになった。その詳細について加藤直人氏の考察があり、併せて参照されたい³⁵。ここで管理体制の要点をまとめておく。(1) 遣犯の受け入れはイリ将軍衙門内の冊房という官署で行われる。遣犯を官犯と常犯に大別し、配所到着後ただちに名簿を作成し、発遣となった事由、決せられた罪名、及び現在の年齢、籍貫、家族の有無、官犯の場合は元職名も明記の上、どこに当差させるかもしくはどこの營に所管させるなどを、档冊に詳細に記入する。(2) 遣犯は流刑地へ送られる際に、「当差」「為奴」または「種地」などの区分をすでに満・漢二種の文字で刺字（顔面への入墨）されているが、配所到着後はさらに焼き印を押した腰牌を身につけることを義務付けられる。この腰牌には当該遣犯の姓名、籍貫、受け入れた年月、所管先などが明記されている。紛失した場合は所管の部署を通して報告し再発給する。刑期が満了して「民」籍に入れば、その腰牌を為民遣犯専用の「民牌」に変更する。(3) 遣犯の日常管理は、各々の所管先が担当する。たとえば当差の場合は各廠局で、八旗または四營の兵士に「奴」とされたものは各營に責任を負わせる。屯田従事の場合は緑營に交付して管理させる。各所管先が月ごとに名簿を作成して遣犯の異動について報告し、冊房がそれを確認する。(4) 遣犯の刑期を把握することも冊房の重要な職務の一つとなる。規定上、一定の刑期が満了した（これを「年満」という）遣犯の出口として「為民」すなわち入植地の「民」籍に入ること、ないし「回籍」すなわち本籍地に戻ることが可能とされている。そのため冊房が対象者名簿を作成して印房へ送り、印房から刑部へ報告してその処遇に

関する指示を受けることになっている³⁶。しかし実際のところで「為民」に比べて「回籍」に設けられている条件が格段に厳しく、その念願が叶えられる遣犯は少数に過ぎない。大半の遣犯にとって処遇改善の最も現実的な道は「年満為民」であった。

三、遣犯の「年満為民」とその実態

「年満為民」は乾隆三十一年、まずはウルムチの屯田で服役する有眷遣犯を対象に導入が決められた。同年四月戊午軍機大臣の議奏に

烏魯木齊、地土肥美、招募民人。一時難以足數、且起程一切需費亦繁、不如將應遣人犯悉令攜眷遣發該處、其能改過者、擬定年限、給與地畝、准入民籍、不費帑項、地方漸至富庶、日久可編成衛所。

とある。これは当時タルバガタイ（塔爾巴哈台）弁事大臣の任にいた阿桂の建言を採用したもので、遣犯は発遣の際に家族を同伴させ、服役中に過ちを起こさなければ刑期満了後に土地を与える「民籍」に入れる、この方法が新疆の農業人口を増やす近道であると説明している。これを受けてウルムチ現地で作成された実施要領では、「年満」となる期間を、発遣に至った犯罪事由をもとに、「原犯斬絞等罪者」すなわち罪状の重いものを五年間、「原犯軍流等罪者」すなわち罪状がやや軽いものを三年間とし、過ちがなければ「為民」を認め、土地給付の上民人の例に照らして納糧させるとした³⁷。ウルムチより一年遅れて、イリでも有眷遣犯の「為民」をはじめた³⁸。

乾隆三十一年の段階で単身遣犯を「為民」から除外した理由は、「民籍に入れると隙に乘じて逃走する恐れがある」ことであった。しかし

³⁵ 前掲加藤論文、第226-231頁。

³⁶ 永保『總統伊犁事宜』、冊房応弁事宜（馬大正編『清代新疆稀見史料匯輯』所収、全国図書館文献縮微複製中心、1990年）。

³⁷ 『清高宗實錄』卷759、乾隆三十一年四月戊午。「宮中檔朱批奏摺」乾隆三十二年閏月七月初一日溫福の奏。

³⁸ 格琫額『伊江匯覽』、屯政。

全体として遣犯のなかで単身者の占める割合が大きく、彼らを「安分」すなわち従順的に服役させるためにも、管理の強化とともに更生の道を開く必要があった。乾隆三十五年（1770）、為民条例がついに「無眷遣犯」にも及ぶようになった。

現在烏魯木齊有眷遣犯年滿為民者共二百三十五戸、其無眷遣犯年滿者數百餘名。（中略）其已知悔悟守分當差者、徒以無力娶妻、遂永無復作良民之望、似於勸懲之道尚有未盡（中略）與有眷遣犯一體改入民籍。³⁹

従順に服役した無眷遣犯に対し、「無所帶」を理由に排除すべきではなく、有眷遣犯と同様に扱うことが望ましいとされたのである。ただ、監視の便宜を考えて遣犯が「為民」となっても分散させず、ウルムチでは迪化州の頭屯、昌吉の蘆草溝、マナス（瑪納斯）の塔西河の三カ所に集中的に入植させる措置をとった。乾隆四十二年（1767）にはその戸数が、「安撫戸」とよばれる、内地から強制移住をさせられた「安南廠徒」数百戸⁴⁰と合わせて、二千三百四十一戸となっていた⁴¹。上記の三地を「為民戸」の集住地とするやり方は、嘉慶以降の現地行政にも引き継がれた。『烏魯木齊事宜』によると、嘉慶元年の「三所為民戸」は「頭屯四四七戸、蘆草溝四九六戸、塔西河四二四戸」であった。この統計でとくに注目に値するのは、三カ所の為民戸が「民戸戸口」の範疇において扱われたことである。この時期にウルムチ「各属戸民」は計「二万六百六十二戸、男婦子女共十二万九千六百四十二名口」とされるが、そのうち為民戸が一千三百六十七戸、男婦子女四千三百二十六名口となり、全体の五分の一強を占

めている⁴²。「為民」を通じて遣犯が着実に現地民人の一部に化していった。

屯田従事の遣犯に比べ、鉱山などの労役に駆使されていた遣犯を対象とする「為民」の条例はより複雑であった。これは前にもふれたように、これらの労役は主として重罪者の「当差」また「為奴」遣犯に担わせており、彼らに適用できる「為民」の条件はほかより厳しく設けられていた。その上、遣犯の元の身分も関係してくれる。たとえば、常犯か官犯か、官犯の場合は、公罪（職務上の過ちによる罪）か私罪（個人の過ちによる罪）か、または一般官犯か満蒙八旗の出自かといった分別によって処遇の面で異なる。

銅・鉛・鉄廠などの鉱山にいる遣犯について、乾隆四十九年（1784）の規定では、

查明悔過安分方能入廠、果能實心悔過、五年期滿、準其為民。内、当差情罪輕者、再限十年、準其回籍。為奴情罪較重者、五年後即令出廠、不準回籍。

とある⁴³。すなわち「為民」にあたり、各廠の遣犯は「当差」と「為奴」の区分によって処遇が異なる。罪状が比較的軽い当差遣犯では、服役状況が良好でかつ過ちを悔いていれば五年後にまずは民籍に入ることができ、それからさらに十年間鉱山で服役すれば「回籍」する機会まで獲得できる。他方、罪状が重い為奴遣犯では、五年後に「為民」は認められても、いかなる条件でも「回籍」は許可されないとのことであった。

しかし嘉慶六年（1801）になると、上記の条例は一部緩和された。為奴遣犯でも「為民」の上、「罪輕者」に限って各廠でさらに十二年間「効力」すれば「回籍」を認めるにされ、為奴遣犯

³⁹ 「宮中档朱批奏摺」乾隆三十五年正月初四日巴彥弼の奏。

⁴⁰ 「安撫戸」について、清代文献に「原擬邊外為民者」という解釈があり、正式な遣犯ではないが、強制移住の一形態にあたる。

⁴¹ 「宮中档朱批奏摺」乾隆四十二年七月初三日索諾穆策凌の奏。

⁴² 達林、龍鐸『烏魯木齊事宜』、民戸戸口。

⁴³ 「宮中档朱批奏摺」乾隆四十九年閏三月十九日図思義の奏。

にも「回籍」への扉が開いた⁴⁴。

では屯田の為民遣犯にはない「回籍」の追加規定がなぜ、鉱山などで「当差」する遣犯に設けられたか。理由の可能性は二点挙げができると思われる。第一に、屯田にいた遣犯の現地定着により新疆の農業労働人口を充足させることは、清朝の当初からの意図であった。よって「為民」で定住が実現している屯田遣犯の「回籍」はそもそも想定外であったと思われる。第二に、鉱山労働の過酷さは屯田労働以上であり、遣犯の当差意欲を維持させるにも、格別な奨励条件を懸ける必要があったのではないか。档案文書からも実際に為奴遣犯が自ら志願して入廠する事例がみられる。おそらく「回籍」を狙った選択だろうが、しかしいずれの例でも当事者は苦勞に堪えられず逃走したあげく捕えられ処刑されたのである⁴⁵。

鉱山での服役形式として、肉体労働の代わりに「捐幫衣履口糧」すなわち「捐資」するという選択肢もあったことは、前述の通りである。「捐資」遣犯にも「回籍」の道は設けられていたが、しかしこれも容易に実現できるものではなかった。档案文書には嘉慶九年（1804）「伊犁遣犯趙炳呈請照例交銀贖罪事」の例がみられる。為奴遣犯趙炳がイリの鉱山で「当差」したのち「年滿為民」となったが回籍を望み、そのために銀二千四百両を納めた⁴⁶。また当差遣犯石廷侯の場合は、道光四年（1824）に「充当苦差」として宝伊局に配属されたが、その後銀一千二百両を納めて「回籍」の許可を求めた⁴⁷。これらの事例から明らかになるように、いわゆる「捐資」による「回籍」は、かなりの大金を出資す

ることを意味し、経済的に十分な力のない遣犯には無縁であるといえよう。

以上に述べてきた「為民」と「回籍」にまつわる諸規定は『大清会典事例』に記載があり、いわゆる法律に条文化されたものだが、これとは別に、特例の奨励措置としての「回籍」も存在した。主として新疆での軍事行動に参加し手柄を立てたとされる遣犯がその対象であった。

遣犯の軍事行動への参加は、清朝の新疆支配が安定していた乾隆期から嘉慶期半ばにかけては、乾隆三十年に天山南路で起こったウシュ反乱の鎮圧が唯一の例である。しかし嘉慶末から道光年間になると、天山南路の局面が不穏となり、ジャハンーギルの乱につづいてアーファーク系ホージャ勢力による侵入も頻繁に起り、財政の破たんと八旗兵の軍事力低下に悩まされる清朝は、多くの遣犯を新疆現地で動員せざるを得なくなった。その規模はしばしば千人を超えていた。たとえば七年を費やしてようやく鎮圧されたジャハンーギルの乱では、イリから「民人および遣犯一千五百名」が戦力として投入されていた。そのうち「已赦遣犯」すなわち為民遣犯が一六三名、「未赦遣犯」すなわち服役中の遣犯が九三九名あり、軍事行動終了後両者はともに「回籍」の許可を得た⁴⁸。また道光二十八年（1848）のワリハンの乱に際しても、「遣勇一千零三名」がイリから戦場に向かった。その見返りとして彼らの「免罪釈回」も許された⁴⁹。ただし注意を要するのは、「釈回」すなわち「回籍」が可能になったとはいえ、すべての従軍した遣犯がこれを機に新疆を離れたわけではない。困窮により路銀の工面ができないなど

⁴⁴ 『(光緒) 大清会典事例』卷742、刑部20、名例律。

⁴⁵ その例として、「宮中档朱批奏摺」道光二十一年二月十二日恵吉の奏に、ウルムチ鞏寧城守營に配属された為奴遣犯孫四が「報入鉄駁効力」したが、「因工苦不過」脱走し、その後捕えられて処刑されたとある。また道光二十七年九月三十日惟勤の奏にも、「報入鉄駁効力」の為奴遣犯黃安鬼が脱走したのち捕えられて処刑され

たとある。

⁴⁶ 「宮中档朱批奏摺」嘉慶九年三月初一日松筠の奏。

⁴⁷ 「宮中档朱批奏摺」道光七年八月二十九日德英阿の奏。

⁴⁸ 「宮中档朱批奏摺」道光七年六月二十日長清の奏；道光朝（年月日欠）長齡の片（档号04-01-16-0129-061）。

⁴⁹ 「宮中档朱批奏摺」道光二十八年四月十八日薩迎阿の奏。

を理由に、そのまま新疆に留まった「积回」遭犯の事例が档案文書で散見される。道光十八年（1838）に窃盜罪で拘束された遭勇麦如哲がすなわちその一人である。イリ將軍奕山の上奏によると、麦如哲は道光八年（1828）にも积罪されているが回籍できず、窃盜罪でふたたび拘束されるまでの十年間は惠遠城で日雇いの暮らしをしていたという⁵⁰。

おわりに

以上、档案や新出の地方文献史料を利用して、清代新疆における発遣の展開とその諸相についての考察を行った。新疆における発遣は、重罪犯人の厳罰と内地社会の秩序を脅かす不安要素の軽減・除去という、従来の「流刑」に求める法的機能を持つ一方で、清朝の新疆支配の経済基盤をなす屯田並びその他の生産現場への労働力の補充を重要な目的としていたことが大きな特徴といえる。

同治（1862～74）初年、陝西省の回民反乱が新疆に波及し、新疆内のイスラーム諸族がこれに呼応して決起し、反乱が新疆の全域に及んだ。清朝の新疆支配が崩壊するにつれ百年来つづいた新疆発遣の流れも止まった。光緒期（1875～1908）になると、清朝の新疆支配は回復されるが、管理能力の大幅な低下により、同地への発遣に終止符が打たれた。

テーマの設定と紙幅の関係で、本稿では考察の焦点を新疆遭犯の主体をなす一般遭犯に絞った。しかし清代新疆における発遣の全体像を捉える際に、官犯中の「廃員」も重要なテーマの一つと思われる。「廃員」とは現役官僚が職務上の過ちにより罪を決せられ新疆に発遣されたものをいうが、彼らの服役形態は一般遭犯と異なり、流刑地においてもつねに現地行政の補助役を務めていた。これも清代新疆支配の一特色というべきであるが、その論考は別の機会に委ねたい。

⁵⁰ 「軍機處錄副奏摺」道光十八年四月四日奕山の奏。

付録：乾隆期新疆発遣条例変遷表

通し番号	条例項目	奏發及び変更年 (乾隆朝)								
		23年	24年	26年	27 - 31年	32年	33 - 43年	44年	45 - 47年	48年
1	採生折割已行而未傷人者從者	奏發新疆 同上	停發, 仍依本例地方充配 同上							
2	謀叛未行為從者									
3	逃避山澤不服追喚為從者	同上	同上							
4	防火放燒人空閑房屋及田場積聚之物者	同上	同上							
5	軍民吏卒販物本官者	同上	同上							
6	造謗妖書傳用惑人不及衆者	奏發新疆 同上	停發, 改發黑龍江 同上							
7	師巫假降邪神并左道異端之術偷惑人民為從者	同上	同上							
8	聚衆十人以上帶有軍器與販私鹽拒傷一人為從下手者	同上	同上							
9	捕役索賊一二名至五名者	奏發新疆 同上	停發, 改發煙瘴 同上							
10	私鑄銅鉛錢不及十千情輕者	同上	同上							
11	強盜免死減等者	奏發新疆 同上	停發, 改發黑龍江 同上							
12	強盜已行而不得財者	奏發新疆 同上	停發							
13	搶奪滿貫綵紋秋後緩決二次者	奏發新疆 同上	停發							
14	殺一家非死罪三囚命以上之凶犯之子並未同謀加功者	奏發新疆 同上								
15	親母因姦故殺子女滅口者									
										56年改編統候
										42年奏發新疆
										仍發新疆
										49 - 56年

通 令 番 号	条例項目	奏發及び変更年 (乾隆朝)					
		23年	24年	26年	27 - 31年	32年	33 - 43年
16	繼母因姦將前妻子女致死滅口杀姦夫起意本婦為從其夫尚有子嗣者					同上	
17	逃徒因事忿爭執持軍器毘人至雑犯者	奏發新疆	停發	仍發新疆	照舊發新疆		照舊發新疆
18	偷盜壓場木楂牲畜已得及再犯未得者				27年奏發新疆	照舊發新疆	
19	拿獲逃人不將實在審留之人指出再行妄扳者				同上	同上	同上
20	移居拉林閒散滿洲有犯二次逃走尚未出境者				29年奏發新疆	照舊發新疆	照舊發新疆
21	旗下正身犯贛匪者				30年奏發新疆	照舊發新疆	
22	派往各省駐防滿洲官兵丁臨行及中途脫逃者				同上	同上	同上
23	另戶滿洲蒙古逃走在一月以內無論投回拿獲並於審結放程時復犯逃走自行投回者				28年奏發新疆		
24	官兵人役押解新疆人犯中途疏縱為首情重者					32年奏發新疆	
25	客頭船戶包攬偷渡過台數至三十人以上者						35年奏發新疆
26	軍營服逃餘丁						41年奏發新疆
27	軍營脫逃兵丁在軍務未竣前投首者					同上	
28	八旗兵丁閑散人等罪犯發遣在途遇放回京後怙惡生事者						42年奏發新疆

通 上 番 号	条例項目	奏發及び変更年 (乾隆朝)								
		23年	24年	26年	27 - 31年	32年	33 - 43年	44年	45 - 47年	48年
29	盜擄拒捕傷差案內死 售之竈丁及窶頓之匪 犯						43年奏發新疆			
30	誦姦和息后本夫本婦 與父母親屬因人和美 追悔自盡致死二命者									
31	行嘗地方金刀傷人後 經平復者									
32	川省匪徒結夥四人以 上至九人曠野擄搶未 經傷人之首從各犯及 十八人以上被殺同者									
33	姑凌虐其媳蓄意謀害 情節殘忍者									48年奏發新疆
34	用藥迷人圖財案內甫 經學習及雖已合藥即 行敗露者									同上
35	竊財抗拒官差殺人者 從未經傷人者									51年奏發新疆
36	糾夥三人以上穿穴越 牆潛行越獄案內為首 之原犯告发人犯									53年奏發新疆
37	並未預謀計夥僅止一 二人乘間越獄案內為 首之原犯走罪者及為 從之原犯軍流罪者									同上
38	聚衆中途打奪罪人毆 傷人者									53年改發新疆
39	差致死隨同拒捕未經 台灣無籍逆民獵悍凶 惡肆行不法擾軍青 罪重者									同上

通 常 事 項 序 號	條例項目	奏發及改變年 (乾隆朝)									
		23年	24年	26年	27 - 31年	32年	33 - 43年	44年	45 - 47年	48年	49 - 56年
40	京控全虛施累多人罪應恆邊煙瘴充軍者繼母屬母與人通姦被姦夫起意謀殺前妻子女滅口姦夫絕嗣者										56年改發新疆
41	永遠枷號人犯已逾十年原擬死罪並應發新疆黑龍江者										同上
42	用藥迷入已經得財者從者										53年奏發改發
43	閩省不法棍徒賣客逼害人未死為從同謀者										56年因罪過多改發喀爾喀等處
44	應發陝邊產事發在逃被獲拒捕者										同上
45	夥衆搶良人子弟姦姦之餘犯擬發遣者										同上
46	福建沿海地方強盜免死滅等者										同上
47	洋盜案內被盜逼脅在船服役者										59年發喀什噶爾等處
48	強盜寄主造意不行又不分贓者	奏發新疆	停發	仍發新疆	32年改遣內地	照舊發新疆					
49	發遣橐貢創人犯在配脫逃者				27年奏發新疆	32年改遣內地	照舊發新疆				
50	姦婦抑媳同陷邪淫致姦自盡者					同上	同上	同上	同上		
51	盛京旗下家奴為匪逃走犯至二次者					同上	同上	同上	同上		

通 令 番 号	条例項目	奏發及び変更年 (乾隆朝)									
		23年	24年	26年	27 - 31年	32年	33 - 43年	44年	45 - 47年	48年	49 - 56年
53	殺一家非死罪三四命以上之妻女並未同謀加功本家不應領回者				29年奏發新疆	32年改遣内地					
54	開黑誘取婦人子女勒賣為從者	奏發新疆	停發								56年仍發
55	竊盜臨時拒捕傷非金刃傷輕平復者	奏發新疆	停發								48年改遣内地
56	搶奪金刃傷人為從者	同上	同上								同上
57	發他人墳冢見棺為首及開棺尸為從一二次者	同上	同上								同上
58	竊贓數多罪應滿流者	同上	同上								同上
59	三次犯竊罪應充軍者	同上	同上								同上
60	竊盜滿貫擬杖秋審緩決一次者	23年奏定緩決三次減發新疆	停發				29年仍發新疆	32年改遣内地			48年改遣内地
61	竊盜三犯至五十兩擬緩決一次者	同上	同上								同上
62	積匪猾賊	奏發新疆	停發				29年仍發新疆	32年改遣内地			48年改遣内地
63	回民行竊結夥三人以上及持繩鞭器械者						31年奏發新疆	32年改遣内地			48年改遣内地
64	行竊軍犯在配復行轄者						28年奏發新疆	32年改遣内地			48年改遣内地
65	已充發在配為匪脫逃者	奏發新疆	停發	仍發新疆					仍發新疆		48年改遣内地
66	搶奪傷人傷非金刃傷輕平復者										
67	窶留積匪之家造意及同姓分贓代賣者						27年改發内地	32年改遣内地	仍發新疆		48年改遣内地
68	窶藏回民行竊犯至遣戍者						29年仍發新疆	同上	同上		同上